

# 野木町選挙管理委員会からのお知らせ

## 【期日前投票制度】

投票日に仕事や学校、レジャーなどで外出などのご予定がある方又は体調の具合などにより当日投票所に行けない見込みの方などは、期日前投票期間・時間内であれば、ご都合のよい日時に投票することができます。ぜひご利用ください。

- ❖期日前投票期間は、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。
- ❖期日前投票所は、野木町役場になります。投票時間は、8時30分から20時までです。
- ❖入場券がなくても投票できます。ただし、受付時に選挙人名簿登録の有無について、本人確認をさせていただきます。また、期日前投票を行う日に選挙人名簿登録者で満18歳にならない方は、不在者投票ができます。

## 【不在者投票制度】

### ①名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

遠方に滞在などしている方が、その滞在地で投票する制度です。事前に野木町選挙管理委員会(名簿登録地の選挙管理委員会)に、投票用紙などの必要な書類を請求します。後日、交付された投票用紙などを最寄りの(滞在する)市区町村の選挙管理委員会に持参し、投票します。

### ②指定病院等での不在者投票

病院などに入院などしている方が、入院などしている施設で投票できる制度です。投票を希望される場合は、投票用紙を病院長などに請求することができます。投票は、病院長などの管理する場所で投票します。

### ③郵便等による不在者投票

郵便などを利用して投票できる制度です。身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、【表1】のような障がいのある方(○印の該当者)又は介護保険の被保険者証の要介護状態が「要介護5」の方は、事前登録のうえ、自宅などで投票用紙に記入し、郵便や信書便によって投票することができます。また、【表2】のような障がいのある方(○印の該当者)で、自ら投票の記載をすることができない方は代理記載によって郵便等投票を行うことができます。

※事前登録の方法などにつきましては、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、手続きにはお時間がかかりますので、予めご承知おき願います。

【表1】

	障がい名	障がいの程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○

	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

【表2】

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度	戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障がい	○		上肢、視覚の障がい	○	○	○